

「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」
(情報通信審議会平成16年諮問第8号 第3次中間答申(平成18年8月1日))
に対する意見(その1)

氏名：会長 田村 壮児

所属団体または会社名：地上デジタル放送普及対策検討会

住所：高知県高知市本町4丁目1番16号 高知県企画振興部情報基盤課内

連絡先(電話番号)：088-823-9650

(電子メール)：souji_tamura@ken3.pref.kochi.jp

ページ	1～8
意見等	中継局ロードマップの目標とする「アナログ時の放送エリアの100%カバー」の定義を明確にすること。
理由	<p>中継局ロードマップの目標に関しては、「デジタル放送推進のための行動計画(第6次)別冊」で「地上デジタルテレビ放送のエリアのめやす」として地図とカバー率を示している。この場合のカバー率は、共聴等を含むアナログ受信世帯数を基準としている。</p> <p>一方、今回の答申における中継局ロードマップの目標は、あくまでアナログ時の電波によるカバーエリアのようである。</p> <p>このため、中継局ロードマップの目標が、いわば2重基準になっており大変誤解しやすいので、定義を明確にする必要がある。</p>

「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」

(情報通信審議会平成16年諮問第8号 第3次中間答申(平成18年8月1日))

に対する意見(その2)

氏名: 会長 田村 壮児

所属団体または会社名: 地上デジタル放送普及対策検討会

住所: 高知県高知市本町4丁目1番16号 高知県企画振興部情報基盤課内

連絡先(電話番号): 088-823-9650

(電子メール): souji_tamura@ken3.pref.kochi.jp

ページ	1～8
意見等	<p>中継局ロードマップが、アナログ時の電波によるカバーエリアを目標としているのであれば、中継局だけでなく「共聴/ケーブル」等の補完手段による対応も含め放送事業者の責任において目標を達成すべきであることを明確にすること。</p>
理由	<p>中継局ロードマップに関しての基本的な考え方の中にも記述されているとおり、電波の直接受信によるか否かにかかわらずアナログ時における視聴者は全てデジタル化後もアナログ時の放送を視聴可能とすべきである。</p> <p>従って、アナログ時の電波によるカバーエリアをデジタルでもカバーすることは、当然の前提であり、電波によるカバーが困難な場合の補完手段による対応を含めて、その実現について放送事業者の責任を強く求める必要がある。</p> <p>なお、補完手段による対応は該当する放送事業者間の協力が不可欠であり、そのルールについても明確にすべきである。</p>

「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」
(情報通信審議会平成16年諮問第8号 第3次中間答申(平成18年8月1日))
に対する意見(その3)

氏名：会長 田村 壮児

所属団体または会社名：地上デジタル放送普及対策検討会

住所：高知県高知市本町4丁目1番16号 高知県企画振興部情報基盤課内

連絡先(電話番号)：088-823-9650

(電子メール)：souji_tamura@ken3.pref.kochi.jp

ページ	2
意見等	<p>市町村レベルのロードマップは、数値だけでなく詳細な地図情報も併せたものとし、早急に公表すること。</p> <p>また、少数チャンネル地域や県境地域については、従来から視聴している放送対象地域外の放送電波の状況についても、可能な限り詳細な情報を公表すること。</p>
理由	<p>電波エリア外の対策は、遅くとも2010年度末までには概ね完了する必要があると、全国で2万近い共聴施設のほとんど全てに改修等の対応が必要であることなどを考慮すると、残された期間は極めて短い。</p> <p>市町村レベルの詳細なロードマップ(特に地図情報)は、電波エリア外対策の前提となるものであり、期間内に対策を完了するためには、公表が急がれる。</p> <p>少数チャンネル地域等においては、放送対象地域外の放送も含めて受信対策を行う必要があると、その前提となる電波状況の把握は不可欠である。</p>

「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」
(情報通信審議会平成16年諮問第8号 第3次中間答申(平成18年8月1日))
に対する意見(その4)

氏名：会長 田村 壮児

所属団体または会社名：地上デジタル放送普及対策検討会

住所：高知県高知市本町4丁目1番16号 高知県企画振興部情報基盤課内

連絡先(電話番号)：088-823-9650

(電子メール)：souji_tamura@ken3.pref.kochi.jp

ページ	5
意見等	放送対象地域の放送が基本とされている「アナログ放送時に視聴していた放送」の範囲については、柔軟な解釈、適用を行うこと。
理由	少数チャンネル地域や県境地域等では、多様な放送を視聴するには放送対象地域外の放送を受信する以外に方法がない。 よって、こうした地域においては、アナログ時に視聴していた放送は放送対象地域外の放送も含めて引き続き視聴が可能となるよう特段の配慮が必要であるため。

「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」
(情報通信審議会平成16年諮問第8号 第3次中間答申(平成18年8月1日))
に対する意見(その5)

氏名：会長 田村 壮児

所属団名または会社名：地上デジタル放送普及対策検討会

住所：高知県高知市本町4丁目1番16号 高知県企画振興部情報基盤課内

連絡先(電話番号)：088-823-9650

(電子メール)：souji_tamura@ken3.pref.kochi.jp

ページ	P 5～8
意見等	<p><第1章ー(1)中継局ロードマップの具体化に向けてー ③「中継局ロードマップに係る今後の対応のあり方」について></p> <p>1 条件不利地域における中継局の整備等については、アナログ放送時の設置経緯を理由として、地方自治体等に新たな負担が生じることのないよう、適切な対策を講じること。</p> <p>2 補完手段の活用に当たっては、フルサービスが可能となり情報通信格差が生じないように、放送事業者の判断だけに任せるのではなく、国の責任において、適切な補完手段を提示するとともに、必要な対策を措置すること。</p>
理由	<p>1 アナログ放送時には、地域からの要望により自治体が中継局整備を進めてきたケースもあるが、現在の視聴者が引き続き視聴できる環境を確保するという観点から、デジタル化を国策として進めている国の責任において、適切な対策を講じるべきである。</p> <p>2 「デジタル放送への全面移行の確実な実現」のためには、例えば、IP、衛星による伝送の場合は、ワンセグ放送の提供が困難という指摘もあり、デジタル放送を視聴するだけでなく、デジタル放送のメリットを地域間格差なく享受できる環境整備が必要である。</p>

「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」
(情報通信審議会平成16年諮問第8号 第3次中間答申(平成18年8月1日))
に対する意見(その6)

氏名：会長 田村 壮児

所属団名または会社名：地上デジタル放送普及対策検討会

住所：高知県高知市本町4丁目1番16号 高知県企画振興部情報基盤課内

連絡先(電話番号)：088-823-9650

(電子メール)：souji_tamura@ken3.pref.kochi.jp

ページ	17～23
意見等	2011年のアナログ停波までに辺地共聴のデジタル化を完了するためには、全国レベルで機材や工事を一括調達するための実施体制を整備し、低コストかつ効率的にデジタル化対応を行うこと。
理由	全国で2万近い辺地共聴のデジタル化対応は、改修工事等に対応できる業者や必要機材の年間供給量には一定の限度があるため、工事等が特定時期に集中しないよう全国レベルで調整する必要がある。 また、限られた期間内に低コストでロードマップを実施するためにも、工事や機材の調達は共同一括で行う必要があり、年度内か遅くとも来年度早々にはその実施体制を整備する必要がある。

「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」
(情報通信審議会平成16年諮問第8号 第3次中間答申(平成18年8月1日))
に対する意見(その7)

氏名: 会長 田村 壮児

所属団体または会社名: 地上デジタル放送普及対策検討会

住所: 高知県高知市本町4丁目1番16号 高知県企画振興部情報基盤課内

連絡先(電話番号): 088-823-9650

(電子メール): souji_tamura@ken3.pref.kochi.jp

ページ	P19～23
意見等	<p><第1章-(3) 辺地共聴施設への対応について></p> <p>辺地共聴施設のデジタル化については、共聴施設加入者の負担が電波エリア内より過重とならないことを前提に、アナログ放送時に視聴している全ての放送が引き続き視聴できるよう必要な対策を国及びNHKの責任において早急に講ずること。</p> <p>また、このことに関して地方自治体に新たな財政負担を求めるべきではないこと。</p>
理由	<p>地上放送のデジタル化は、国の主要施策としてその実施が検討・決定され、その過程において幅広い国民的議論や地方自治体の意向聴取はほとんどなされていない。</p> <p>こうした中で、辺地共聴施設のデジタル化に当たって、当該施設加入者に過重な負担を求めることは到底理解が得られないので、施策の推進主体である国と放送法に基づきあまねく受信確保義務を負うNHKの責任において対応すべきである。</p> <p>また、アナログ時の辺地共聴施設整備に関しては、長期間にわたっての対応であったことなどから地方自治体も一定の役割が可能であったが、今回のデジタル化に当たっては、短期間に多数の施設への対応が求められるため、財政的にその対応能力を超えるものである。よって、アナログ放送時における設置経緯や国の支援枠組みを理由として、新たな財政的負担を地方自治体に求めるべきではない。</p>

「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」
(情報通信審議会平成16年諮問第8号 第3次中間答申(平成18年8月1日))
に対する意見(その8)

氏名：会長 田村 壮児

所属団体または会社名：地上デジタル放送普及対策検討会

住所：高知県高知市本町4丁目1番16号 高知県企画振興部情報基盤課内

連絡先(電話番号)：088-823-9650

(電子メール)：souji_tamura@ken3.pref.kochi.jp

ページ	23
意見等	<p>○辺地共聴施設のデジタル化改修に係る専門的技術指導体制について</p> <p>地方自治体を中心になって、辺地共聴施設のデジタル化改修など電波エリア外における受信確保のための行動計画を策定しようとする場合の専門家によるサポート体制を、国や放送事業者の責任で、都道府県ごとに早急に整備すること。</p>
理由	<p>電波エリア外における辺地共聴施設のデジタル化改修などの受信対策は、本来、国や放送事業者が担うべきであるが、対策を円滑に進めるためには現実的には地元自治体が調整等において中心的な役割を担うこともあり得る。</p> <p>しかしながら、地元地方自治体においては、対策に必要な情報、専門的な技術ノウハウ等が絶対的に不足していること、2011年の完全デジタル化まで残された期間は極めて短期間であることから、専門家によるサポート体制を、国や放送事業者の責任で、都道府県ごとに早急に整備する必要がある。</p>

「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」
(情報通信審議会平成16年諮問第8号 第3次中間答申(平成18年8月1日))
に対する意見(その9)

氏名：会長 田村 壮児

所属団体または会社名：地上デジタル放送普及対策検討会

住所：高知県高知市本町4丁目1番16号 高知県企画振興部情報基盤課内

連絡先(電話番号)：088-823-9650

(電子メール)：souji_tamura@ken3.pref.kochi.jp

ページ	30
意見等	「2011年7月以降、アナログ受信機については、チューナーを取り付けなければ視聴できなくなる」ことの周知広報に当たっては、視聴者の理解不足につけこんだ悪徳商法への警告も併せて行うこと。
理由	一般の視聴者にとって「アナログ受信機は視聴できなくなる」という情報は、大変インパクトが強い内容であるため、理解が十分でない一部の高齢者等では一種のパニックを起こすことも想定される。 既に、こうした状況に付け込もうとする悪徳商法の事例も報告されており、今後も益々増加することが懸念されるため。